



平成 26 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 明治機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 猛
(コード番号 6334 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 高工 弘
(TEL. 03-5295-3511)

連結子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 25 日開催の取締役会において、当社の 100%子会社である株式会社東京製粉機製作所（以下「東京製粉機」という。）を吸収合併する方針を決定し、同日付で当該事項を開示しておりますが、本日（平成 26 年 6 月 13 日）開催の取締役会において、東京製粉機を吸収合併する決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本合併は、当社 100%子会社の吸収合併であるため、開示事項・内容を一部省略して開示していません。

記

1. 合併の目的

東京製粉機は、平成 20 年 3 月以降当社の連結子会社として、当社と同様の事業を行い、その特色を生かした経営を行ってまいりました。しかしながら、経営環境の変化に伴い、本合併により経営資源を集約化して当社グループの効率的な組織運営を図ること、特に、業務及び人員体制の効率化とノウハウを共有することにより、主力事業である粉粒体事業において両社の粉粒体技術を結集し開発力の強化、コストダウンを図るなど、より一層の収益力を強化することを目的とします。

さらに、グループ内統合のシナジー効果による従業員意識レベルの向上、人材交流育成の強化、経営資源統合による資金効率化、事務管理の合理化、物流の効率化等々を図ることにより、経営基盤及び企業体質の強化に努めてまいります。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

合併方針決定取締役会	平成 26 年 4 月 25 日(金)
合併決議取締役会	平成 26 年 6 月 13 日(金) 当社 平成 26 年 6 月 13 日(金) 東京製粉機
合併契約締結	平成 26 年 6 月 13 日(金)
合併期日（効力発生日）	平成 26 年 8 月 1 日(金)（予定）

(注) 本合併は、当社においては会社法第 796 条第 3 項に定める簡易合併、東京製粉機においては、同法第 784 条第 1 項に定める略式合併の要件を満たすため、いずれも株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

(2) 合併方式

当社を存続会社とし、東京製粉機を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(3) 合併に係る割当ての内容

該当事項はありません。

(4) 消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

東京製粉機は、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 合併当事会社の概要 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

(1) 商号	明治機械株式会社 (存続会社)	株式会社東京製粉機製作所 (消滅会社)
(2) 所在地	東京都千代田区神田多町二丁目 2 番地 22	埼玉県越谷市大字大里 371 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 河野 猛	代表取締役社長 秋田 哲男
(4) 事業内容	製粉機械、配合飼料機械等の製造・販売ほか	食品加工機械器具、粉粒体処理機械器具等の製造・販売ほか
(5) 資本金	1,605 百万円	80 百万円
(6) 設立年月日	大正 14 年 8 月 20 日	昭和 29 年 2 月 26 日
(7) 発行済株式数	9,502,636 株	9,640 株
(8) 決算期	3 月 31 日	1 月 31 日
(9) 大株主及び持株比率	エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社 3.05% 株式会社セコニック 2.45% 株式会社セコニック 2.17% ホールディングス	明治機械株式会社 100%
(10) 直近事業年度の財政状態及び経営成績		
決算期	平成 26 年 3 月期 (連結)	平成 26 年 1 月期 (単体)
純資産	1,172 百万円	315 百万円
総資産	4,415 百万円	938 百万円
1 株当たり純資産額	123.57 円	32,777.92 円
売上高	4,472 百万円	1,032 百万円
営業利益	△222 百万円	△15 百万円
経常利益	△237 百万円	△13 百万円
当期純利益	△383 百万円	△10 百万円
1 株当たり当期純利益	△40.38 円	△1,117.22 円

4. 合併後の状況

存続会社の商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金、決算期につきましては、本合併による変更はありません。

5. 今後の見通し

本合併による連結損益に与える影響につきましては、精査中であり、判明次第速やかに公表いたします。

また、個別業績につきましては、特別損失(抱合せ株式消滅差損)の発生が見込まれますが、その額は、合併期日(効力発生日)までの子会社の業績推移等により変動することから、詳細が確定し開示の必要性が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

以上